

公告一般—第37号
令和8年4月1日

被保険者各位

日本郵船健康保険組合
理事長 鈴木 康修



健康保険組合同規約変更の公告

令和8年3月19日付にて下記の通り組合同規約変更届書を提出しましたので、公告いたします。

記

第43条（保険料額の負担割合）第3項

第46条（予備費の費途）第3項

第47条（準備金の保有方法）第2項

添付の「新旧対照表」の通りに変更する。

規約変更年月日：令和8年4月1日

以上

日本郵船健康保険組合同規約改正 新旧対照表

(令和 8 年/2026 年 4 月 1 日改正)

日本郵船健康保険組合同規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第 1 条～第 42 条 略</p> <p>第 43 条 (保険料額^新の負担割合)</p> <p>第 43 条の 1、第 43 条の 2 略</p> <p><u>第 43 条の 3</u></p> <p><u>子ども・子育て支援金額の 2 分の 1 は事業主、2 分の 1 は被保険者において負担する。</u></p> <p>第 44 条～第 45 条 略</p> <p>第 46 条 (予備費の費途)</p> <p>第 46 条の 1、第 46 条の 2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 子ども・子育て支援還付金</u></p> <p><u>(3) 雑支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない</p>	<p>第 1 条～第 42 条 略</p> <p>第 43 条 (保険料^旧及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第 43 条の 1、第 43 条の 2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 44 条～第 45 条 略</p> <p>第 46 条 (予備費の費途)</p> <p>第 46 条の 1、第 46 条の 2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。